

<ごあいさつ>

明けましておめでとうございます。昨年中は大変お世話になりました。今年もより一層努力をして参りますので、変わらぬご愛顧の程よろしくお願ひ申し上げます。なお、インフルエンザなどの感染症も流行しております。風邪など引かれませぬようご自愛下さい。

<確定申告のご案内>

今年も、個人の確定申告時期が近づいて参りました。なお、申告時期は2月16日～3月15日までです。

通常、サラリーマンのように、1つの会社にご勤務されておられる方は、12月の年末調整により、確定申告に準じた手続きで完了致します。しかしながら、次の条件に当てはまる方は、確定申告が必要です。

- ① 給与の収入が2,000万円を超える方
- ② 給与を1か所から受けていて、各種の所得金額（給与所得・退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方 ⇒例：土地・建物を貸している方、保険金を受け取った方、臨時の報酬を得ている方。

- ③ 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額（②と同様）の合計額が20万円を超える方

- ④ 同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与の他に、貸付金の利子、店舗などの地代家賃などの支払いを受けた方

なお、事業を営んでいる方、不動産の賃貸経営をされている方、株の売買や投資信託などを行っている方は、同様に確定申告が必要となります。

また、新しくマイホームを住宅ローンで購入された場合、住宅ローン控除を受けるためには、初年度は、必ず確定申告をする必要があります。

その他、確定申告の必要がない方も、医療費が年間で一定額以上（目安は10万円以上）を支払った方や寄附（ふるさと納税等）をされた方、株等の売買で損をされた方などは、あえて確定申告（還付申告）をされた方が、有利になる場合もございます。

そのため、各控除証明書（生命保険料、地震保険料、国民年金・年金基金、小規模共済）、領収書（医療費、寄附金）、住宅ローン控除申告書及び借入金年

令和 8年 1月号 No.150
末残高証明書等は、早めにご準備をしましょう。

<月次・決算資料のお預りについてのお願い>

法人・個人の月次決算・確定申告についてのお願いです。資料の確認や入力作業及び決算・確定申告作業の負担軽減・業務効率化のため、月次・決算資料を弊所にご提出頂く前に、資料整理や内容確認のご協力を願いいたします。なお、資料の提出が遅れている場合や、不足資料・確認事項が多い場合には、顧問料や決算料の増額等をお願いする場合があります。

<1・2月の税金関係>

- ① 11月決算の確定申告・5月決算の中間申告
- ② 源泉所得税（原則・毎月）の納付…1月13日（火）
源泉所得税（納期の特例）の納付…1月20日（火）
- ③ 住民税の第4期分の納付…1月末日
- ④ 固定資産税の第4期分の納付…2月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出…1月末日

<若松家の出来事>

現在、長男（中1）、次男（小6）、長女（小3）、三男（年長）の父親として育児に奮闘しております。

愛犬のココが2歳になりました。おてんば娘ですが、家族みんなを癒してくれる大切な存在です。

今年も大晦日に川棚で瓦そばを食べ、クスの森に行き、無事に年越しができました。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、

電話・メール・FAXにて

お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所

下関市山の田中央町 4-17

電話 : 083-242-1448

FAX : 083-242-1449

E-mail : info@wakamatsu-office.com

HP : www.wakamatsu-office.com

